

違反対象物公表制度（大垣消防組合火災予防条例の一部改正）

重大な消防法令違反が認められる建物をホームページで公表する制度を整備

違反対象物の公表に係る経緯

消防法では、消防法令違反が認められる建物について消防機関が改善命令を行った場合に、建物名称や違反の内容を広く地域住民に公示することが定められていますが、総務省消防庁では平成22年に「予防行政のあり方に関する検討会」において、消防機関が命令を行った時以外に違反対象物を公表することについて審議され、平成24年に広島県福山市で発生した火災を契機に「ホテル火災対策検討部会」により新たな公表制度等に関する報告書がまとめられました。

この中で違反対象物の新たな公表制度の整備は、法令によることとせず各市町村の条例に委ねられ、既に平成23年4月から同様の公表制度の運用が開始されている東京消防庁を始め、全国の政令指定都市において平成27年4月までに新たな公表制度の運用が開始されました。

これに伴い平成27年3月消防予第133号において、管内人口が20万人以上の消防本部において当該公表制度を実施するよう、更に同年12月消防予471号において、管内人口20万人未満の消防本部においても実施することが望ましいとの通知が消防庁から発出されました。

公表制度の目的

重大な消防法令違反が認められる建物において火災が発生した場合、人命に多大な被害が出るおそれがあります。このような違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合、公報・ホームページや建物自体に命令内容が公示されることとなりますが、命令の公示までにいくつかの 절차를踏まなければならない相当の期間（改修期間を含む。）を要するため、その間、建物の危険性に関する情報が建物利用者等に提供されないこととなります。

大垣消防組合としては、これらの現状を踏まえ消防庁からの助言に基づき、重大な消防法令違反が認められる建物について、その建物を利用しようとする方々に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等が自らその利用の適否を判断し、防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的に大垣消防組合火災予防条例及び消防法等施行細則の改正を行いました。

改正内容

1 公表の対象となる防火対象物（建物）

飲食店・百貨店等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の自力で避難をすることが困難な方が利用する建物等で、消防法施行令別表第1に掲げる（1）項～（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項を対象とします。

2 公表の対象となる重大な消防法令違反

上記1の防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置義務がある消防用設備等のうち、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められるもの**を対象とします。

3 公表までの流れ

消防機関が立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同じ違反の内容が認められる場合に、**大垣消防組合のホームページにおいて対象物の名称、所在地、違反の内容などを公表します。**

※ これらの内容は、改正条例施行日の**平成30年4月1日から適用**されます。